

令和4年度 第3回
武蔵野市国民健康保険運営協議会

令和5年1月24日（火）

武蔵野市役所 全員協議会室（7階）

令和4年度 第3回 武蔵野市国民健康保険運営協議会 会議録

日 時：令和5年1月24日（火） 午後1時30分から2時40分まで

会 場：全員協議会室（7階）

出席者：

*委員15名

生駒 耕示 （被保険者代表）

木川 憲子 （被保険者代表）

古瀬 恵子 （被保険者代表）

中村 信昭 （被保険者代表）

影山 恵美子 （被保険者代表）

藤田 進彦 （医療機関代表）

西澤 英三 （医療機関代表）

飯塚 智彦 （医療機関代表）

大野 あつ子 （公益代表）

ひがし まり子 （公益代表）

内山 さとこ （公益代表）

橋本 しげき （公益代表）

西園寺 みきこ （公益代表）

西塚 裕行 （保険者代表）

匂坂 仁 （保険者代表）

*事務局

健康福祉部 保健医療担当部長

健康福祉部 保険年金課長

健康福祉部 保険年金課国保年金係長（課長補佐）

健康福祉部 保険年金課国保年金係資格・給付担当係長

財務部納税課長

欠席者：

*委員2名

長谷川 ひとみ （医療機関代表）

飯川 和智 （医療機関代表）

【会 長】 それでは、定刻になりましたので、ただいまより「令和4年度第3回武蔵野市国民健康保険運営協議会」を開催いたします。

本日は、お忙しい中、またお寒い中、ご参集くださいまして、ありがとうございます。

本運営協議会は、委員定数の2分の1以上が出席し、かつ武蔵野市国民健康保険条例第2条各号に規定する委員の1人以上が出席していなければ会議を開くことができないとされています。本日は14名の委員にご出席いただいておりますので、会議は成立しておりますので、これより進めさせていただきます。

初めに、傍聴についてお諮りします。

定員の範囲内で、傍聴の申し込みがあった場合、本日の傍聴を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議ないものと認め、さよう決定いたしました。

傍聴者の方がいらっしゃったら、入場してください。

(傍聴者：なし)

次に、会議録署名委員を決めたいと思います。

(会議録署名委員決定)

それでは、日程に従いまして議事を進めさせていただきます。

本日の議題の1) 報告事項(1)「令和4年第4回武蔵野市議会定例会における国民健康保険関連議案の上程について」です。

今、資料の確認がありましたところの資料1をご覧ください。

昨年、第2回の運営協議会において「課税限度額の見直し」について、市長の諮問を受けまして、皆様と議論を行い、昨年の10月18日に、市長に答申文をお渡ししましたので、この場でご報告をさせていただきます。

答申文は、資料のとおりです。

この中で、1点修正した部分についてご説明いたします。記書き以下の2行目のところですが、真ん中あたりに「多人数世帯や高齢者世帯」とあります。そちらが、昨年ご協議いただいた時点では「高齢世帯」になっておりましたので、「高齢者世帯」と表記を改めております。

修正した点は、この1か所のみでございます。

それでは、「令和4年第4回武蔵野市議会定例会における国民健康保険関連議案の上程について」、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、「令和4年第4回武蔵野市議会定例会における国民健康保険関連議案の上程について」、ご説明をさせていただきます。資料2をご覧ください。

昨年、第2回の本協議会におきまして、国民健康保険税の課税限度額についてご審議いただき、ありがとうございました。おかげさまで、令和4年第4回武蔵野市議会定例会において条例改正が可決され、公布されました。

改正の内容につきましては、2ページ目の、改正前・改正後の表をご覧ください。

第8条「課税額」、第16条「保険税の減額」に記載されている課税額を、それぞれ基礎課税額は63万円から65万円に、後期高齢者支援金等課税額は、19万円から20万円に改正しております。

3ページ目の付則4の「字句の改正」は、総務省から示された条例（例）に基づき修正し、規定の適正化を図ったものです。

4ページ目には、施行期日、改正後の条例の適用となる保険税、条例改正の提案理由を記載しております。

以上ご報告いたします。

【会長】 ただいまの説明について、ご質問、ご意見がある方、挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、こちらの報告については、特にご意見等がないということで、先に進めさせていただきます。

それでは、報告事項で議題の(2)「令和5年度国民健康保険事業会計予算(案)について」、資料3になりますが、こちらについて、事務局の説明をお願いします。

(事務局説明)

【会 長】 それでは、ただいまの説明についての、ご質問、ご意見をお願いいたします。

【委 員】 それでは、よろしくをお願いいたします。

問題となってくるのが、一般会計からの赤字繰入れかなと思いますけれども、資料3の2ページ目の歳入のところの、繰入金の1の7の「その他一般会計繰入金」、ここに当たるかと思えます。そちらが令和5年度は、令和4年度から約1億円増える。その被保険者1人当たりの額が、令和4年度と令和5年度を比較していただいております、令和5年度の予算でいきますと5万1,251円ということです。2022年の8月24日に、財政健全化計画の進捗状況ということでご報告いただいております資料を見させていただきました。その資料の7ページのところ、令和5年度というのは、平成30年度に対して累計額で赤字9,800円の削減目標が出ておりますが、平成30年度の3万9,410円から令和5年度の5万円という話になりますと、プラス1万1,841円になって、赤字が増えるという理解でよろしいのでしょうか。ここの赤字繰入れの金額について財政健全化計画との関係性を説明していただければと思います。

【事務局】 今、委員からご質問いただきましたけれども、ご指摘のとおり、赤字額としては増えているということでございます。財政健全化計画は、平成30年度時点の赤字額を基本として、そこから削減をするという計画を立てております。計画上は、赤字が増える、つまり、平成30年度以降に赤字が増えるということを、そこまで織り込んで計画を立てられているものではなかったと思われま。

この間、コロナ禍はありましたけれども、昨年も今年も医療費が増えており、医療費の増に基づいて都への事業費納付金が増えており、赤字額が増えている状況でございます。

【委 員】 ありがとうございます。

ただ、この赤字解消についてはやっていかなければならないことで、国からも都からも言われていて財政健全化計画を立てられていることからすると、被保険者は減っているけれども医療が高度化することなどによって医療費が増えていくことを織り込んだ上で財政計画を立てていかないと、この計画のままに2年おきに少しずつ税率は上がっていくだけでは、赤字との差がどんどん広がってしまうというのが、令和2年からの傾向として出てきてしまっているのかなと思っております。そのあたりを、大きな武蔵野市の社会保障の考え方として、どのようにしていくのか、

この財政健全化計画のままではどんどん実際の数字と乖離してしまうということは、どのように議論をされてきたのか、お伺いしたいと思います。

【事務局】 今、委員が仰られた部分が、非常に頭が痛い部分でございまして、現状の財政健全化計画と実際の赤字額との間に乖離がかなり出てきているという認識を持っております。

今後の動向といたしましては、令和6年度から東京都の国保の運営方針が新しくなる予定です。その中で示されるだろうと言われていた内容のひとつが、一般会計からの繰入金をなくしていくという国の示している方向性をどうするのかという部分。もうひとつが都道府県における保険料の水準の統一ということで、東京都なら東京都の中で、保険料率、税率等を統一していこうという動きでございます。それらの動きも合わせた形で、新しい東京都の運営方針が5年度中に示されるのではないかと考えております。

その運営方針の中で、今後の求められる方向性が固まってくると考えておりますので、現状の課題としては、武蔵野市の計画の中での目標値と現状との乖離という課題、それと、東京都の運営方針で示されるであろう一般会計繰入金の今後の取り扱い、例えば目標年限を決めるだとか、そのような課題を認識したうえで、現時点での財政健全化計画の見直しを考えていく必要があるのではないかと考えておるところでございます。

【委員】 ありがとうございます。

今、少し気になったところが、東京都が一律に税率を考えていくということは、多分、現在、武蔵野市は23区よりも比較的低い税率で抑えてきている部分があるかと思うので、東京都が、その方向性を示すことによって、武蔵野市の税率が一気に上がってしまう可能性を含んでいるということではよろしいのでしょうか。

この運協自体が、税率について上げるとかどうとか、適正なのかという部分は考えていかなければいけない協議体ではあると思いますけれども、今、非常に物価高騰とか、賃金がなかなか上がっていかないこととか、さまざま生活を圧迫されている部分がある中で、乖離しているだけで税率を上げると言えるのかというのは、非常に政治的な判断と言いますか、社会保障をどのように考えていくかという部分にもかかわっていくので、非常に難しい判断だと思っておりますが、その東京都の意向というのは、そのような理解でよろしいのでしょうか。

【事務局】 東京都の意向もそうですが、国の大きな方向性として、一定、都道府県なら都道

府県で保険料を合わせていくような方向性、考え方を持っているということでございます。

もしもそうなった場合に、武蔵野市へどのような影響が考えられるかと言いますと、武蔵野市は、皆さん健康に気を遣われていて医療費水準が低いので、例えば医療費水準を平均に合わせた形で事業費納付金を納めることになると、平均と同じように医療費がかかるという前提で支払わなければいけなくなりますので、払わなければいけない納付金額がかなり上がってくると考えております。

この議論は、どのような形で保険料水準を合わせていくかという部分で、まだ内容として方向性がはっきり決まったわけではないのですが、国全体の中で、各都道府県で議論が行われているところでして、現状におきましては、保険者として各市町村とともに、財政運営の責任主体として都道府県が位置づけられてはいますが、保険者がバラバラなようなところがありますので、どのように合わせていくかというのは、それぞれの立場によってさまざま議論があるところでございます。

少なくとも保険税額というのは、被保険者の方にとって影響が非常に大きいものと考えておりますので、仮にそういう形での見直しが行われるのであれば、武蔵野市としてはどういう大義でもって、そういう方向性に行くのかというところの議論も含めて、今後考える必要があるのではないかと思っております。

ただ、国として、そういう方向性で議論がなされていることは確かなことでございますので、そういう情報も情報共有する中で議論を進めてまいれたらと考えてございます。

【会 長】 令和6年度からの東京都の方針、方向性が、令和5年度中には出される見通しだというお話でしたので、もし、それによって市の方向性も大きく再検討しなければいけないといったことであれば、各委員の皆様にも、ぜひ情報共有を図っていただくように、事務局としてお願いできますか。

【事務局】 はい。非常に大きな問題だと思っておりますので、情報共有を進める中で検討を進めてまいりたいと思っております。

【委 員】 私からは、2点確認をさせていただきます。

まず一点は、歳出の項目の3款2項の後期高齢者支援金等分の部分です。後期高齢者の支援金に関しては、これは、全ての保険者が応能負担という形になっていきますので、令和7年の団塊世代の完全流入というところが落ち着くまでは、予算とすると、多分毎年増えていくことになるのかなと認識していますが、まず、その認識

で正しいでしょうかというのが1点目です。

2点目は、歳入項目の中に、多分入ってくると思いますけれども、先ほどの後期高齢者に対して、今度は、国民健康保険は基本的に前期高齢者に関して、国の基準、前期高齢者の率である15.2%を超える形になっているので、交付金という形で歳入項目の中に含まれていると思いますけれども、この歳入項目の中のどこに、前期高齢者交付金が含まれるのかということについて、お教えいただきたいと思います。

以上です。

【事務局】 後期高齢者支援金に関しましては、委員がおっしゃったとおり、高齢者が増えれば増えるほど、その部分の負担金は増えてくるということですので、ご指摘いただいたとおり、少なくとも令和7年度までは増えていくものと考えております。

前期高齢者支援金につきましては、国民健康保険事業費納付金の算定にあたって、その前期高齢者支援金分を相殺した金額で事業費納付金を東京都にお支払いしています。

そのため、武蔵野市の国保の会計の中では直接的には前期高齢者支援金ということが示されないのですが、事業費納付金の算定に当たって東京都から提示される資料の中では、公費や前期高齢者支援金を控除した金額を、各市の医療費や、被保険者数等で案分をして、事業費納付金として各市町村がお支払いをしています。

【委員】 わかりました。

実は、前期高齢者の交付金の話をさせていただいたのは、昨年度も、私、お話しさせていただきましたけれども、そもそも国民健康保険が企業の保険者あるいは総合健保である健康保険の卒業生が、基本的には国民健康保険に加入をされて、そのため、現在働いている人間が中心である健康保険組合も一緒に、その卒業生の分を負担しましょうということになり立っている制度というふうに認識はしていますが、正直言います、例えば私が今担当している健康保険組合でも、被保険者が1万5,000人いて、加入者全体で言うと2万人ぐらいですけれども、この規模で、令和5年度の予算では、前期高齢者の納付金だけで18億円というものすごい金額になっていて、医療費そのものの金額と前期、後期合わせると、ついに支出金額の50%は超えている状態になっているのが実態なので、それだけのお金をきちんと支払った以上、国保の中で、それがきちんと反映されて、正しい使われ方がされているかということ、どうしても確認したくなるのが人情でして、今回お伺いさせていただいた次第です。

以上です。

【事務局】 ちなみに、納付金算定の全体の、本来かかるべき総額の金額を100としますと、その中の23%が前期高齢者交付金となります。かなり多額の交付金をいただいています。

【委員】 金額で言うと、どのぐらいになるかわかりますか。

【事務局】 東京都の資料で東京都全体の分として2,475億円になります。それから案分していきます。

東京都が納付金を算定するに当たって、東京都全体の中で医療給付に必要な総額の中で、その総額に占める前期高齢者交付金の割合については、全体を100とすると23%、金額とすると2,475億円が、令和5年度の予算として算出されているということでございます。

【会長】 東京都の令和5年度予算の中の割合と額ということですね。

【事務局】 はい。

【会長】 ありがとうございました。

【会長代行】 資料3の1ページ目の一番下の〈平均被保険者数の推計〉が減っています。2022年度予算編成時は2万8,200人だったのが、2023年度の予算編成時には2万7,000人ということで4.26%減っているという数字があり、やはりこれは、保険税がどう変わってくるかという観点で見ますと国保の財政にも影響してくる話だと思います。

それで、国保の被保険者の状況について、今後どのような見通しなのか、それが国保財政にどのように影響していくと考えられるかをお聞きしたいと思います。それから、もう一点は、ちょっと細かくなりますが、3ページの歳出の2款の保険給付費の7項の傷病手当金、新型コロナウイルス感染症に対する傷病手当金の給付、これが、現状どのような実績、状況になっているか、わかればお聞きしたいと思います。

それで、2022年度の当初予算では200万円、次の2023年度も同じ200万円となっていますけれども、その予算の考え方についてもお聞きします。

【事務局】 人口の見込みにつきましては、ここ5年程度の中では、団塊の世代の後期高齢者への移行がありますので、被保険者数は減っていくということでございます。それによった財政見込みとしては、被保険者数がたとえ減ったとしても、それに応じて医療費が下がっていけば、その相対としての収支は改善していく形になるとは思いますが、全体として高齢者の割合が上がっているため、それだけ医療にかかる可能

性のある方が増えていくということもあります。そのように考えますと、財政の見通しとしては、今まで以上に厳しい状況にあらうかと思っております。

また、傷病手当金でございますけれども、実績を申し上げますと、2年度については1件、金額としては約52万円、3年度実績としては16件で約102万円、4年度実績としては、これは1月16日現在の数字でありますけれども、31件、約154万円となっております。昨今傾向として、新型コロナウイルスに感染された方が増えているということがございますので、傷病手当金の件数及び支出している金額が増えているというところがございます。

ただ、これにつきましても、コロナがどのように増えるかという中での支出となりますので、あくまでも現時点での実績を見た中での予算立てとなっております。

以上でございます。

【会長代行】 被保険者数について、今後の動向もありますけれども、やはり財政との関係で、毎年のように国保税の引き上げなり、限度額とか税率の改定とかということがあると、それと、被保険者の数が減って、年齢構成は上がっていくと医療費もかかると、そのような全体の中で、どのように財政運営をやっていくのか、それから、被保険者の負担の考え方をどうするのかというのは、やはり非常に大きな課題であると思っております。

今後、先ほども東京都の考え方が、これからどう示されるかということも出ていましたけれども、本当によく議論をして、どういう負担のあり方がいいのかというのは、慎重に考える必要があると思っておりますが、見解をお聞きします。

【事務局】 国民健康保険という制度自体が、いろいろな所得の方がいらっしゃる中で、現状、例えば65歳以上の高齢者の方が4割以上であり、非常に多くの高齢者の方がいらっしゃいます。また、所得の低い方も、それこそたくさんいらっしゃる。市民の生活や安全を守るセーフティネット的な役割もある制度というふうに考えております。

そのような意味では、赤字があるから、そのまますぐにそれを反映させてということは、制度のあり方としてもなかなか厳しいところがあると思っております。被保険者の方に対する影響だとかをきちんと議論する中で、慎重に対応する必要があるかなと思っておるところでございます。国や都の動向も踏まえた上で、今後の負担のあり方に関しては、慎重に議論を進める必要があるかと思っておるところでございます。

【会長】 それでは、ほかに質問、ご意見がある方いらっしゃいますか。

ほかにならないようでしたら、次の議題に移らせていただきたいと思います。よろしいですか。

(「はい」の声)

それでは、報告事項は以上で終わらせていただきます。

本日の議題の2番の諮問事項の(1)「出産育児一時金の支給額の引上げについて」、事務局の説明をお願いします。

(諮問文の読み上げ及び資料説明)

【会長】 それでは、ただいまの諮問事項、その説明について、ご質問、ご意見をいただきたいと思っております。

皆様からご質問、ご意見をいただいた後、この諮問事項についての本協議会の考えをまとめていきたいと思っておりますので、よろしくご協力のほどをお願いいたします。

【委員】 資料5の支出額の増額による影響の負担増という部分で、一番最後の*で、国からの補助がある。それで、「令和6年度以降は、後期高齢者医療制度からの拠出金が充当され……」云々、と書いてありますけれども、ここの後期高齢者医療制度から引っ張ってくるという部分を少し詳しく教えていただきたいと思います。

あと、この問題が出たときに、ずっと巷で言われてきたのが、出産というのは保険医療ではないので、このような補助が増えると、医療機関が出産費用を決める際に、結局一緒に上がって行ってしまいます。補助が45万円だったのが50万円になって、50万が60万になって、というような、補助が上がれば出産費用も上がってしまうというようなことが懸念されていて、厚生労働省からは、医療機関ごとの出産費用を公表するようなことがおそらく言われていたかと思っておりますけれども、それは厚生労働省が医療機関との関係の中でやっていくことなのか、何か自治体がそこに関連してくることがあるのかということ。あともう一点、武蔵野市で、例えば今出産した場合に、現在、平均出産費用は、おおむねどのぐらいかかっているか、事務局で把握されているのかどうかお伺いします。

【事務局】 まず、1点目、資料5の右下の部分に記載されている後期高齢者医療支援金との相殺の部分です。今、社会保障の議論の中では、全世代で負担をしていこうという考

え方の中で、制度の見直しが進められておるところでございまして、後期高齢者も、要する費用の7%を負担するというような議論がなされている、方向づけられているというふう聞いておるところでございまして。

しかし、これも先ほどの前期高齢者交付金と同様に、事業費納付金の算定に当たって、後期高齢者医療制度からくる拠出金と事業費納付金を相殺するような形で、市が後期高齢者支援金の事業費納付金をお支払いする形になるということでございます。

そのため、どこまで負担されているのかというのは、ちょっと見づらい形にはなるんですけども、後期高齢者の方にもご負担をしていただくような制度設計がなされるということでございます。

続いて、出産費用についてです。出産費用の見える化を進めるような方向性が国から示されておるところでございまして、今、委員からもお話がありましたように、保険医療ではないので、出産育児一時金の金額に合わせて出産費用が増えているのではないかというような議論等がなされているところでございます。

国でも、そのような懸念について議論をされておりました、方向性としては、出産にかかる費用の何にどれぐらいお金がかかっているかを公表することで、高いところは高いところの理由があり、安いところは安いところの理由がある中で被保険者が選択をしていただくような、そのような取り組み、方向性が情報として入っているところでございます。

こちらの議論につきましては、たしか今年の夏ぐらいまでに、どのような形で公表するか、考え方をまとめて、令和6年4月から公表を行うというようなところまでは情報として持っておりますが、具体的にどのように自治体がかかわって公表していくかという点に関しては、情報として来ていないところでございます。

【事務局】 出産費用ですが、武蔵野市というのは出ていませんけれども、東京都で言いますと、ちょっと古いのですが、平成28年に国民健康保険の中央会から出したものでは、東京都の平均で62万円強というのが出ておまして、これが都道府県では一番高い、その次が神奈川県で56万円ぐらいですので、東京都はひとときわ高いという状況でございます。

【会長】 ほかにご質問、ご意見のある方、いらっしゃいますか。

ご質問等ないようでしたら、今回の諮問についての協議に入らせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

それでは、協議のため、一旦休憩をとらせていただきます。

(諮問案協議：休憩)

それでは、会議を再開いたします。

本日の諮問事項について、これより採決に入りたいと思います。

諮問事項「出産育児一時金の支給額の引上げについて」、採決いたします。

諮問案について、原案のとおり答申することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

[賛成者：挙手]

挙手全員であります。

諮問事項「出産育児一時金の支給額の引上げについて」は、原案のとおりと答申することに決定いたしました。

答申文につきましては、会長代行とともに作成の上、市長へ答申いたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございます。

それでは、以上で、諮問事項を終了させていただきます。

続きまして、3)の「その他」になります。事務局から、何かございますか。

【事務局】 それでは、今後の国民健康保険制度に関する情報提供をさせていただきます。

今回、議題として上げさせていただいた「出産育児一時金の引上げ」のほかに、国から、今後見直しを進める事項について、いくつか示されておりますので、ご報告をいたします。

まず、年末に示されました令和5年度税制改正の大綱の中で、「国民健康保険の低所得者軽減判定基準の引上げ」が示されております。軽減判定に当たっての所得について、5割軽減の方の判定をする所得について5,000円を引上げ、2割軽減の方の判定する所得として1万5,000円を引上げるということでございます。

こちらについては、当初課税より反映し、被保険者への周知を行うため、従前の取り扱いに従って、地方税法の改正を待って対応いたしたいと考えておるところでございます。

また、同様に、令和5年度税制改正の大綱の中で、課税限度額の引上げが示されたところがございます。後期支援金を20万円から22万円に上げる見直しが見直しが示されております。本市の取り扱いとしては、令和6年度当初課税に反映する形で、来年度諮問させていただく案件になろうかと思っております。

また、産前産後減免ということで、産前産後4か月の国保税の所得割、均等割の免除を行う新たな制度を令和6年1月から実施することが国から示されております。しかしこの制度については、対象者をどのように把握するのかということも含めまして、制度の詳細が未定でございます。情報の把握に努めまして、また、この運営協議会でご相談させていただければと思っております。

また、制度の見直しではないのですが、皆様にも議論していただいております「データヘルス計画」につきまして、現計画は令和5年度が最終年度となっております。令和5年度中に新たな計画に向けて議論を進めたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

そして、先ほどの予算案の質疑の中でも保険料水準等についてご意見をいただいたところがございますが、都の運営方針の改定に合わせて、その部分についても議論が進んでまいりと思いますので、また、これも情報を取りながら、この運営協議会の中で議論を進めていくことができると考えておるところでございます。今後の情報提供としましては、以上でございます。

あともう一点、次回のご案内になります。

令和5年度第1回会議につきましては、令和5年7月ごろを予定しているところでございます。議題としましては、「令和4年度の決算見込み」、そして「データヘルス計画に基づく保健事業に係る実績及び令和5年度の目標」ということになろうかと思っております。

通知につきましては、開催日が確定次第、送付いたしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

【会長】 それでは、今日は、若干お時間も早いのですが、以上で全ての議題が終了しましたので、これもちまして、本日の運営協議会を終了させていただきます。

皆様、大変お疲れさまでした。ご協力ありがとうございました。

【一 同】 ありがとうございました。

— 了 —